

新型コロナウイルス感染症に関する 事業者支援策の 申請をお手伝いします

申請書類は
何が必要？

誰か手伝って
くれないかな

制度がいろいろ
わかりづらい！

うちは支援対象に
なるのかな

そんな事業者の皆さまのお悩みに

専門家が**無料**でサポート！

国や県、市の一時支援金の申請等相談窓口を開設し、専門家が申請書作成のサポートを行います。

日時

令和3年4月7日(水)から開始

月曜、水曜、金曜 10時～12時、13時～16時

※事前予約制です。下記申込先までお電話を。

場所

久留米市役所本庁舎13階 新型コロナウイルス商工業者相談窓口内

対象者

市内に事業所がある中小事業者等

支援内容

- ・ 国の緊急事態宣言に伴う一時支援金
- ・ 福岡県中小企業者等一時支援金、感染拡大防止協力金
- ・ 久留米市事業継続緊急支援金

上記申請の必要書類のご案内、申請に関するご相談に対応します。
※申請代行ではございませんのでご了承ください。

申込先

電話予約 0942-30-9133(久留米市商工政策課)

受付時間 平日9時～17時

お問い合わせ

久留米市役所商工観光労働部商工政策課

久留米市城南町15番地3 市役所11階

TEL:0942-30-9133 FAX:0942-30-9707